

危険物コンテナ収納検査における判定基準の概要について

貴社、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、当協会は国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室から、危険物コンテナ収納検査における判定基準に関する通達を受けましたので、その概要をお知らせいたします。

当判定基準は、海外での危険物運送に関わる取扱いの厳格化および国際的な危険物運送に関わる安全確保の要請を背景に策定されたものです。

当協会では本通達に基づき、平成 28 年 1 月 1 日以降の危険物コンテナ収納検査執行分から、当判定基準の運用を開始いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 200 リットルドラム 2 段積み時に使用する荷敷(ダンネージ)について

下記の項目に該当しないものは、安全性が証明されない限り使用不可となります。

- (1) 厚さ 12mm 以上の木材
- (2) コンテナパレット
- (3) 荷敷用発泡プラスチック板（厚さ 3mm 以上のもの）

2. 標識および表示の耐久性について

紙に印刷されたもの等、明らかにその耐久性が危険物船舶運送及び貯蔵規則第 9 条の要件(耐海水浸漬 3 カ月以上)を満たさないものは不可となります。

3. 標札等の言語表記について

標識および標札の中央部分に記載する分類又は項目を表す言語表記は次のいずれであっても差し支えありません。

- (1) 和文及び英文ともに表記されていないもの
- (2) 和文のみ表記されているもの
- (3) 英文のみ表記されているもの
- (4) 他国言語が表記されているもの

4. 少量危険物として運送される場合の環境有害物質(UN3077 及び UN3082)の取扱いについて

「UN3077 環境有害物質(固体)」および「UN3082 環境有害物質(液体)」が、少量危険物として運送される場合、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 8 条による容器、包装等以外の規定は適用しないこととして差し支えありません。

以上